

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## Structure of Ukita Vassal Group in the Bunroku and Keicho Period : Burden of Senior Statesmen Derived from the Analysis of the List of Personnel

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Terao, Katsunari メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000064">https://doi.org/10.57529/00000064</a>

# 文禄・慶長期における宇喜多氏家臣団の構造

## — 分限帳の分析から見る重臣層の負担 —

寺尾克成

### はじめに

宇喜多氏研究はその出発点である、しらが康義氏の論考<sup>①</sup>以降、実証的研究が定着し史料の不足を補う様々な手法の導入により豊臣期を中心に著しい進展がみられる<sup>②</sup>。近年、豊臣期宇喜多氏権力の解明という点で、しらが論を継承するものとして注目されるのは、大西泰正、森脇崇文両氏の論考である。大西氏は宇喜多家臣の戸川氏など宇喜多氏重臣を網羅する詳細な人物研究を進めており、また家中騒動についても、従前の重臣の一

斉退去説を否定する新見解を提示された<sup>③</sup>。一方森脇氏は檢地論からのアプローチにより秀家の新たな権力基盤として領国経営を担う「直属奉行入」の存在を明らかにされている<sup>④</sup>。

宇喜多氏研究の更なる深化が期待される中、史料不足を補完する意味で、いわゆる浮田氏分限帳の活用は今後の課題の一つと言えよう。その存在は古くから知られており情報量も膨大だが、近世の写本故に史料としての検討事例は少ない。しらが論は分限帳の一つ「備前國主宇喜多中納言秀家卿之着到」<sup>⑤</sup>の加増記載と秀家の知行宛行状を突合しその整合性を提唱された<sup>⑥</sup>。著者においてはかつて「吉備拾遺本」及び「浮田氏分限帳」<sup>⑦</sup>を中

心に検討<sup>8)</sup>を行ったが、史料的价值及び家臣の人物検討の不徹底さから十分な検討をなし得なかった。近年では渡辺氏が家臣団における「組の編成」を指摘され、現存する宇喜多氏の知行宛行状の分析から分限帳との関連付けを行っておられる<sup>10)</sup>。

以上のような研究動向の中で森脇論文<sup>11)</sup>の発表により分限帳はまさに研究の組上へのぼったと言える。氏は現存する十八種<sup>12)</sup>の分限帳の詳細な比較検討及び分類により原本からの派生の系統を解明、「慶長初年宇喜多秀家士帳」(以下「士帳」と表記する)を原本に最も近い写本であることを明らかにされた。

本稿ではこれら先学の業績を基に宇喜多家臣団研究における分限帳の活用方法の試みの一つとして、「士帳」の分析を通じて文禄・慶長期の宇喜多氏重臣層の家臣団内における役割の変化について検討するものである。

一 「士帳」の構成とその成立時期

「士帳」の表記様式は以下のとおりである。

(史料1)<sup>13)</sup>

- |  |     |               |     |           |        |
|--|-----|---------------|-----|-----------|--------|
|  | 1   | 一 戸川肥後守       | (A) | 貳万五千六百石   | (B)    |
|  |     | 此内 七千石        |     | 文三御加増 (H) |        |
|  |     | 千石            |     | 慶三御加増     |        |
|  |     | 五千百石          |     | 慶三加山内分    |        |
|  |     | 四千五百七拾石       |     | 慶四加       |        |
|  | 2   | 一 新免伊賀守       |     | 三千六百五拾石内  |        |
|  |     |               |     | 貳千七拾五石    | 慶四加    |
|  | 3   | 一 岡 市丞        |     | 三千百六拾石内   |        |
|  |     |               |     | 五百石       | 文三加    |
|  |     |               |     | 千石        | 慶三高田城領 |
|  | (I) | 御小姓二入         |     |           |        |
|  | 4   | 一 浮田菟八        |     | 千三百廿石     |        |
|  |     | (中略)          |     |           |        |
|  | 96  | 一 鉄砲衆四十人      |     | 八百石       |        |
|  | (D) | 与力貳万貳千四百六拾石五斗 |     |           |        |
|  | (C) | 自分貳万五千六百石     |     |           |        |
|  | (E) | 都合四万八千六拾石五斗内  |     |           |        |
|  | (F) | 貳千石城領加        |     | 無役        |        |



成立時期について、「戸川家譜」<sup>15</sup>で慶長四年病死とされる重臣の長船紀伊守が当初から記載されておらず、弟とされる吉兵衛尉 (No.233) が寄親として表記。一方で慶長五年の家中騒動で宇喜多家を退去した中村次郎兵衛 (No.437) は記載が貼紙により上書き削除されていることから「土帳」は慶長四年の宇喜多家臣団の状況を記録したものであり、翌五年の騒動による異動が加筆、訂正されたものと考えられる。

## 二 「土帳」から見る家臣団の全体構成

全体像の把握のため「土帳」の記載を所属、石高別に集計したものが(表1)である。

### 【後掲(表1) 参照】

家臣総数は六八五人(重複する八名を除く)。十二の組と馬廻<sup>18</sup>、御台所衆、西丸番衆から構成。鉄砲衆は「四十人 八百石」の表記で七組と馬廻の戸川玄蕃 (No.503) に付属する三二〇名と、「御鉄砲頭」十六名(馬廻兼務) に率えられるもの五五八名の計八七八名<sup>21</sup>。弓衆は各組に付属せず「御弓頭」三名(馬廻兼務、うち一名は御鉄砲頭とも兼務) に率えられる七〇名で編成。

家臣の石高総合計は三五万七二二八石六斗(うち無役一万六五〇石)。毛利氏の場合は一二万石に占める軍役対象は八九万石(七九・五%)<sup>22</sup>であり、宇喜多氏に当該比率を当てはめれば総石高は約四四万九千石。城領等の無役地を加算すると「慶長三年大名帳」<sup>23</sup>の四七万四千石に近似している。

組の構成をみると、一万石以上の寄親が率いる規模の大きな六組と五千石未満の寄親と少数の与力で編成された六組に大別され、その不均衡が目立つ。家臣団構造を検討するうえで、家中騒動前に当該不均衡が生じた理由の解明は不可欠であり、本稿においては十二組のうち前段六組について、その編成過程を検討する。

## 三 「土帳」における加増記載の検討

(表1) ①から⑥の寄親はいずれも大西氏により詳細な検討<sup>24</sup>がなされている。①戸川肥後守、②岡越前守、③長船吉兵衛尉は譜代の重臣。石高は二万五千石前後、与力数は百名程度で、組ごとの石高は四〜五万石にも及ぶ。⑥花房志摩守も石高と組の規模で前三組には及ばないまでも譜代の重臣である。④明石掃部頭は旧浦上時代は宇喜多氏よりも格上の有力国人、石高は

三万石以上で「土帳」中最大。⑤浮田左京亮は一門の重鎮である。これら六組は宇喜多氏の軍事的中核を構成したと規定できる。

六組の総人員は三六九名、石高は二二万石余。寄親六人の知行だけで一四万五千石余を占めて全家臣の四割に相当する。そこで組の成立過程を「土帳」の加増記載から検討する。

「土帳」には全体の一九%に当たる一二九名に加増記載があり、総計は一三万三千石余に及ぶ。天正期宇喜多氏の石高は三万八千石と推計<sup>55)</sup>されるが、前述のとおり慶長四年における石高は約四万七千石。約九万四千石の増加がみられる。これは検地の影響も推測できるが、仮にすべてを検地による打ち出し分としても、家臣への加増はそれを四万石以上超過している。当然蔵入地もあると推計すれば超過分は更に増加が見込まれ、加増分が検地による打ち出しだけではないのは明らかである。

【後掲(表2)参照】

(表2) から加増の時期は文禄三年(一五九四)、慶長三年(一五九八)に集中。朝鮮出兵の影響が推測できるとともに、対象は①～⑥の重臣に集中している(加増分の六割、与力分を加えると七割)。検地による打ち出しの反映であれば、少なくとも文禄期の加増記載は家臣団全体に比較的均一に表記される

べきと考えられるが実際は相違している。また石高表記から加増記載を差し引いた加増前石高(文禄三年以前の状態)を見ると、一万石以上の家臣は⑤浮田、④明石、②岡の三名だけで重臣層の石高が意外に低く、文禄期を中心に家臣団上層部に大きな変動があったことが推測される。

(史料2)<sup>57)</sup>

以上

態申觸候、仍御参内ニ付而、立からの馬入候間、服部孫三・板波山介申次第二見せ可申候、自然機二入候者、一日可借ル候、為其令申候也、

(文禄三年) 卯月十六日

(宇喜多秀家) (花押)

但組中まで

- 岡越前守とのへ
- 富川肥後守とのへ
- 長舟紀伊守とのへ
- 無御座候
- 明石掃部助とのへ
- 花房志摩守とのへ
- 岡采女正とのへ

浮田平太とのへ  
 浮田河内守とのへ  
 岡本權之丞とのへ  
 長船吉兵へののへ  
 服部權兵へののへ  
 中吉平兵へののへ  
 角南隼人とのへ  
 浮田六郎右衛門尉とのへ  
 荊田與右衛門尉とのへ  
 村田七郎右衛門尉とのへ  
 六甘四郎左衛門尉とのへ  
 烏山左馬允とのへ

(史料2) は家臣十八名へ参内に伴う「立ちからの馬」の搜索借用の依頼である。年代について『岡古』第四輯解題では聚楽行幸と関連付けて「天正十六年カ」と推測している。しかし当該推測には疑義がある。すなわち「言経卿記」天正十六年三月二十日条には、当時の宇喜多氏重臣として岡豊前守、長船越中守(岡越前守、長船紀伊守の父に当たる)の名が見える。岡豊前守は文禄元年(一五九二)八月に朝鮮で陣没しており、宇

喜多勢は翌年六月の晋州城攻略にも参加していることから、宛先に岡越前守を含む(史料2)は文禄三年以降のものと言える。一方で宛先に見える岡↓戸川の序列が、「土帳」記載の戸川↓岡の順に逆転するのは文禄五年(一五九六)正月十二日の「脇田寺寺領帳」<sup>(29)</sup>が初見であるが、その契機となったのは、後述(史料3)文禄三年九月の戸川への加増による石高上昇と考えられることから、本稿では文禄三年と比定した。

着目するのはその宛先十八名である。「但組中まで」とあるように依頼を宛先家臣だけでなく、その配下までに求めている点である。すなわち文禄期以前の宇喜多家臣団は「土帳」とは異なる十八の組(明石を含める)<sup>(30)</sup>があったと考えられ、宛先の十八名は寄親と規定できる。なお明石掃部助については「無御座候」とあって「土帳」同様に与力はない。

【後掲(表3)参照】

(表3)は(表2)と(史料2)宛先寄親の比較である。文禄期と「土帳」(慶長期)家臣団構成には寄親を中心に変動がみられる。文禄以前の組を指揮した十八名の寄親(病死した長船紀伊守は除く)は四つに分類される。

(I型)

石高に変動はあるものの、慶長期まで一貫して寄親として機

能が継続している者が五名（明石掃部を含む）。これらは全体的に大量の加増を受け石高が二・三倍に増加。組の集約化は明らかで、与力数も増加が推測される。

#### （Ⅱ型）

他の寄親（Ⅰ型）の与力に組み入れられた者が一名（No.235 浮田平太）。これは特殊な例と推測される。長船紀伊守病死後に弟の吉兵衛尉が跡を継いだ際に同役であった浮田平太が吉兵衛尉の補佐役として与力に組み込まれた可能性がうかがえる（紀伊守、吉兵衛尉、浮田平太の三組が統合）。「土帳」における長船組に集計記載がない（群書本には「文闕」と表記）理由として、紀伊守死後の長船組の再編<sup>31)</sup>（三組統合）の集計作業が「土帳」原本作成の作業工程に合わなかった（後述予定で空欄としたままで筆写がなされた）と考えることができる。

#### （Ⅲ型）

馬廻へ編入（組の解体）された者が六名。このうち浮田河内守（No.495）については、後に寄親として復帰している。

#### （Ⅳ型）

「土帳」に見られない者。すなわち慶長期には家臣として存在しない者（同姓同名の者が「土帳」に見られない）が五名。岡采女正は（史料2）の宛先六番目に位置し、前後の寄親の状

況から知行三千石クラスと推測できるが、「土帳」における岡姓十八名中で該当者はいない<sup>32)</sup>。浮田六郎右衛門尉も同様。「土帳」に浮田姓は三十一名おり六郎右衛門尉もしくはその後継者の確認は困難である。服部、村田、鳥山の三氏について、服部姓は三〇石が三名、鳥山姓は三〇石一名、村田姓なしの状況から、後継者を含め家臣団から消失している。

文禄以前の有力家臣の約三分の一は家臣として存在しなくなっている。「土帳」が慶長四年の状態を記録したものである以上、文禄期と慶長期の差異は朝鮮出兵における家臣の大量喪失<sup>33)</sup>に影響していると考えられるのである。

文禄以前の十八組の編成は、朝鮮での損害故に、六名の重臣<sup>34)</sup>が率いる組に再編、集約（重臣への加増を含む）したものと云えよう。なお、（表1）⑤の浮田左京亮は（表2）から加増歴がほとんどなく、加増前石高が一万七六百石と家中最大。（史料2）の宛先にも表れないことから、元来は一門として別格扱いであったと考えられる。それが「土帳」では序列五位で重臣と同列に家臣団の中に位置づけられている。相対的に家中での地位は低下しており、左京亮が家中騒動において退転する理由の一つと考えることもできる。左京亮の父忠家は「土帳」（No.360）に「安津」の名で表記され、知行一万石を有して健在であ

る。秀家の叔父であり直家以来の唯一の宿老でもあり、家中騒動に際し調停者として最適の人物であるはずだが、管見の限りにおいて役割を果たした形跡がない点も自家の家格低下に対する反発と考えると間違いないであろう。

#### 四 重臣の「所替」

【後掲(表4)参照】

次に実際の加増状況について検討する。(表4)は文禄三年以降の現存する秀家の知行宛行状(知行目録を含む)と「土帳」との関連をまとめたもので、「土帳」加増記載の正確さが確認できる。このうち戸川肥後守は「土帳」加増記載の四件中三件までの宛行が確認できる。

(史料3)<sup>35)</sup>  
(豊臣秀吉)<sup>36)</sup>  
(朱印影)

於児嶋之内、本知七千五百三拾石并為加増、於児嶋備中美作国内之七千石、都合壹万四千五百三拾石之事、目録別昏有之、令扶助訖、全可領知者也、

(文禄三)<sup>37)</sup>  
(一五九四)

九月十二日  
(戸川達安)  
富川肥後守とのへ

(宇喜多)  
秀家(花押影)

(史料3)は(表4) No.1に該当。袖に秀吉朱印が捺されている点は他の宇喜多氏関係文書には今のところ見られない。この秀吉朱印を、しらが氏は「知行宛行に関する秀吉の検査と承認を意味している」とし、三鬼氏は「秀吉が権力によって知行関係に保証を与えた」ものとして「いまだ領主権を十分に確立していない大名に対しては、その後ろ盾になることによつて領国の安定化をはかる」と指摘され、宇喜多氏権力脆弱性の例証とされている。大西氏はこれら先学の検討を踏まえつつ、秀吉朱印の捺された位置(冒頭の「児嶋」に係るように押印)に着目、児嶋が旧毛利領で中国国切により宇喜多領となった経緯を踏まえ「因縁浅からぬ領国の境目地域だからこそ、秀家に加え、秀吉がこれを保証する必要があるのでは」と論じている。

しかし当該史料は単なる加増ではなく、「本知」宛行を含む点に着目する必要がある。文禄三年(一五九四)以前の戸川の石高は七五三〇石。それが旧毛利領である「児嶋之内」において「本知」として宛行われている。戸川氏は宇喜多氏創業の功

臣。当然その基盤は宇喜多氏同様に備前東南部であつて児島ではない。ではなぜ本知が児島なのか。考えられることは、文禄三年の戸川氏の児島移封である。

秀吉朱印は新領における戸川の領有に對する後ろ盾というよりも、秀家による戸川移封を戸川自身に納得させるための保障であつたと考えたほうがより妥当である。

戸川と同じI型に分類される花房志摩守は、(表4) No.2から文禄三年九月に「新知三千石」<sup>(4)</sup>が宛行われているが、これには秀吉朱印はなく秀家の花押だけである。この点から秀家の知行宛行権の行使には、元来秀吉の後ろ盾は必要としていなかったと考えられる。重臣の移封という相当の抵抗が予想される事態に對して、秀家にとつての秀吉による後ろ盾であつたと考えよう。

重臣移封に關して「戸川家譜」<sup>(4)</sup>では「三ヶ国檢地す、作州・兩備州、播磨の内も同じ事なり、諸士數代所持し来る知行を所替させける程に」とあつて惣國檢地の実施とそれに伴う所領の「所替」(移封)が行われたことが記されている。また同書には「岡越前組と肥後守組と、夏方先納違ひ申分に依て、兩家引分れ鬪諍に及ふ」とあるが、これが(史料3)との関連を示すものであろう。「夏方先納違ひ」とは文禄三年九月に児島移封を

命じられた戸川が旧領の文禄三年分の年貢を持ち去つたことを示し、戸川旧領の一部を領有することとなつた岡越前守(もしくは岡組与力)との間に係争が生じたと見るべきである。同じ例は「浦上宇喜多兩家記」に花房助兵衛と長船紀伊守との間にも「所替先納ノ事ニ云分出来ス」とあるように「所替」に伴う年貢帰属の係争がみられることから重臣層を中心に大規模な所領の異動があつたことが推測される。

## 五 知行の「預ヶ置」

(史料4)

猶以至只今荒地之所、從來年令開發候様ニ可申付事肝要候、已上、

作芻山内・高田近辺五千百石之事、目錄別紙有之、預ヶ置訖、彼地百姓等相寛様ニ加撫育、田地不荒様可申付、然間三ヶ年者先半役可相勤者也、

(一五九三)  
慶長三

九月九日

戸川肥後守殿

(宇喜多)  
秀家(花押影)

〔史料4〕は(表4) No.10である。内容は「山内・高田」周辺の五一〇〇石の「預け置」で本知、新知、加増のいずれでもない。渡辺氏はこれを「知行地としてではなく宇喜多氏の蔵入地が「預け置かれた」と規定、「実体がなく、新たな開墾地として預け置かれた可能性」を指摘しておられるが、「代官」等の文言がまったくないことから蔵入地かどうかは疑問である。

「只今荒地」の文言及び石高がすでに決まっていることから、当該地は新規の開墾地ではなく、荒廢したかつての知行地であったと考えた方が妥当である。荒廢地の「開墾」、百姓の「撫育」を指示。そのうえで「三ヶ年者先半役可相勤」として「半役」とは年貢半分ではなく軍役対象(半役)地を示すものであり、「土帳」にも「五千百石 慶三加山内分」と記され戸川の知行に含まれている。また戸川組の集計記載でも「貳千五百五十 山内半役分引」と表記。まさに戸川にとつては荒廢地を預けられ、開墾(復旧で収益は見込めない)と、半役とはいえ軍役負担の増加という二重苦が課せられているのである。では「預け置」とはいかなる形態を指すのであろうか。知行、領知のように明確に領有権が認められたものではないことは明らかである。

対象地の「山内・高田」について、「高田」は真島郡(現在

の真庭市勝山)高田城付近と推測できる。高田城は美作西部の要衝で最終的には児島と同様に宇喜多氏に引渡された、いわゆる領国の外周部に当たる地域である。「山内」は現在地名として存在しないが高田と併記されていることから同地域と推測できる。

(史料5)<sup>(46)</sup>

(前略)

330 一 明石掃部頭 三万三千百拾石

此内

壱万石

文三御加増

千石

慶三加

九千六百拾石

慶三山之内加

331 一 明石四郎兵衛尉 千石

無役

但三星城領

(後略)

明石掃部頭(No.330)の加増記載にも戸川同様に「九千六百拾石 慶三山之内加」(半役、無役の記載なし)がみられる。「預け置」の記載がないが、山内分が別記載で、また戸川の例からみても「預け置」であったと推測できる。これらのことから

「山内」は一万石を超える地域であったことがうかがえる。

そこで美作西部の有力国人江原氏に着目する。江原親次は宇喜多直家の女婿。篠向城（高田城から西南六キロ）を拠点とし、「浦上宇喜多両家記」では「知行一万石」を領したとあるが慶長三年（一五九八）朝鮮において陣没し「早世ニテ家絶ス」とされる。「土帳」には親次の名はなく、江原姓では江原三丞（No.57）が馬廻四百石で残るのみである。親次には内記という実子がいたが、「江原内記」としては「土帳」に記載はない。しかし「浮田内記」（No.502）としては馬廻三千石として記載がある。「吉備温故秘録」から浮田内記と江原内記は同一人物と推測でき、馬廻における序列が二番目である点からも、内記は江原氏としてではなく、秀家の甥の立場から宇喜多一門として処遇されたとみられる。「土帳」の浮田内記には加増記載がないことから、三千石は父親次の遺領の一部と考えられる。残余の親次の所領（荒廃し、幼少の内記では領知が困難な部分）こそが「山内」分（特定地名ではなく江原領の総称）として戸川、明石に「預け置」かれたものであったと推測できる。

森俊弘氏は江原氏旧臣の宇喜多直臣化の状況から、江原家臣団の解体を指摘されておりその点については筆者も同意見であるが、江原領は一門衆たる内記への継承を念頭に、その復旧と

軍役確保を戸川ら重臣に転嫁している姿がうかがえる。当然、復旧完了もしくは内記成人後に「山内」分は内記に返還され、戸川らには新たな荒廃地が「預け置」かれる可能性は否定できない。

当時の宇喜多領において荒廃地や闕所地は広範に存在しており、加増＝負担であったことは次の史料からも明白である。

（史料6）

於備前國津高郡之内式百石之事、目錄別紙有之候、就領知悪  
与申為替知成扶助訖、全被知行、弥可抽奉公之忠者也  
（一五九七）  
慶二

卯月七日

進藤三左衛門尉

とのへ

（印文 豊臣秀家）  
黒印写

当史料は（表4）No.6に相当。これに先立つ文禄五年正月に進藤は備中賀陽郡において二百石の宛行を受けているが、その地が「領知悪しき」との申し出により、「替地」が宛行われている。進藤三左衛門尉は馬廻六百石（No.555）。関ヶ原敗戦後は秀家と行動を共にしてその薩摩行きを手引きした人物で、秀家

側近であったと考えられる。側近という立場故に可能であった無心であり、文禄慶長期の加増には「領知悪しき」地が数多く含まれており、加増対象地の多くは家臣にとっては不本意なものであった好例と言える。

## 六 与力負担と城領の管理負担

(表2) から各組与力も総計で一万二千石余の加増がみられる。このうち①戸川、②岡、③長船の三組与力二十二名に加増が集中。対象者は組内の序列も比較的上位者である。また馬廻の加増が八十八名で二万五千石余であるのに対し、加増石高の平均値も高い。加増時期は慶長三年が多く(馬廻にも共通)、これらが慶長の役の家臣団損失の穴埋めであることは明らかである。寄親への軍役転嫁の余波が与力等にも及んでいる状況がうかがえる。加増与力のうち、①戸川組の大森藤左衛門尉(No.23)<sup>54</sup>は、宛行地が(表4)から二国三郡の広範囲に散在している。同組の有力与力である岡市之丞(No.3)<sup>55</sup>も、文禄期から美作高田付近に知行の一部を有しており、(史料1)<sup>56</sup>における岡の加増記載「五百石 文三加」から、これが文禄三年の加増の一部であったことが推測される。

一方で馬廻は(表4)から比較的に同一郡内または同一村内での一円的な宛行例が多くみられ、与力とは加増地の形態に差がある。寄親の戸川の加増が領国全体に及んでいることと合わせて考えれば、有力与力も領内の広範囲に渡り在地の復旧と軍役確保の任を負わされていたと考えられるのである。

### 【後掲(表5)参照】

城領に関しても同様である。領国全体に及ぶはずの支城、城領のうちで「土帳」の城領記載はわずか三例。(表5)から概ね慶長三年に新たに設定されている。これは家臣知行の闕所同様に、従前の城領管理者の機能停止に伴うものであったと考えられる。このうち幸山城領の岡平次郎(No.107)と(史料5)三星城領の明石四郎兵衛尉(No.331)は、共に「土帳」記載石高のすべてが城領で、自身の知行を有していない。すなわち岡平次郎と明石四郎兵衛尉は宇喜多氏の直臣ではなく、それぞれ岡越前守、明石掃部頭の家臣(陪臣)であった可能性が考えられるのである。つまり荒廃した城領の復旧も寄親に託され、そこから与力委任(高田)、陪臣による直営(三星)、与力和陪臣の共同管理(幸山)のような管理形態を採ったのではないかと推測されるのである。

## まとめ

「土帳」の分析から宇喜多家臣団、特に重臣への負担増の状況について検討を試みた。二度の長期外征による家臣団の消耗と領国の疲弊は宇喜多氏にあっても甚大なものであり、豊臣政権からの、今後とも予想される軍役賦課に対し、在地の復旧と家臣団再編による軍役確保は差し迫った課題であったと言える。

秀家は対策として重臣知行地の大幅な「所替」を行い、加増という名目での広範囲に散在する闕所地や荒廢地の宛行や「預け置」を実施して、在地・城領の復旧を促している。すなわち重臣層への軍役確保の転嫁である。また十八の軍事組織を六組に集約することにより、当然増員したとみられる与力の管理という負担も増加したと考えられる。宇喜多氏重臣は朝鮮からの帰還後は、軍事的中核として機能は維持しつつも、在地の復旧（軍役確保の監督者）専任という側面がより強く打ち出されて、その役割の転換が図られているのである。相対的に従前の領国経営の中核への参画という比重は低下せざるを得なかったと言える。家臣団内におけるこの負担の不均衡が、家中騒動において重臣の多くが秀家を見限る一因と見ることができよう。

大西氏はこの時期の戸川肥後守について「領国経営の中核から排除され<sup>59)</sup>」と規定され、また「浮田左京亮についても同様」と推測しているが、土帳の分析からも同様の結論が導き出されるのである<sup>60)</sup>。

「土帳」という膨大なデータへのアプローチとして表を多用したため、多分に計数的、資料分析中心の内容になったことは御容赦願いたい。また推測が多く実証的でないという御批判も甘受する覚悟である。願わくは本稿が今後の宇喜多氏研究の一助となれば甚幸である。最後に土帳の閲覧、複写を快く御許可いただいた金沢市立玉川図書館近世史料館の皆様にお礼を申し上げます。

なお、本稿提出後に森脇崇文氏の「豊臣期宇喜多氏の構造的特質」（『待兼山論叢』第四十六号史学篇 二〇一二年一二月）及び小川雄氏の「徳川権力と戸川達安―慶長年間を中心として―」（『十六世紀史論叢』第三号 二〇一四年三月）に接した。本稿と関連する記述が多く見受けられるが、それらを取り入れて論ずることができなかった。御容赦願いたい。

注

- (1) しらが康義「戦国豊臣期大名宇喜多氏の成立と崩壊」(『岡山県史研究』六号 一九八四年二月)
- (2) 宇喜多氏研究は多岐に及び個々の業績については省略するが、大西泰正「総論備前宇喜多氏をめぐって」(『論集戦国大名と国衆一』 備前宇喜多氏) 二〇一二年 岩田書院) に詳細に分類、解説されているので参照願いたい。
- (3) 大西泰正「豊臣期の宇喜多氏と宇喜多秀家」(岩田選書 地域の中世七 岩田書院 二〇一〇年 以下「大西著書①」と表記する)、同『大老』宇喜多秀家とその家臣団 続豊臣期の宇喜多氏と宇喜多秀家(岩田書院 二〇一二年 以下「大西著書②」と表記する。)、同「明石掃部の基礎的考察」(『岡山地方史研究』一二五 二〇一一年) 森脇崇文「豊臣期大名権力の変革過程」備前宇喜多氏の事例から」(『ヒストリア』二二五 二〇一一年 以下「森脇論考①」と表記する。)
- (4) 永山卯三郎編『吉備郡史』中巻(名著出版 復刻) 所収。以下本稿にて引用する場合はすべてこれにより、「吉備拾遺本」と表記する。
- (5) 『統群書類従』第二十五輯上 武家部 所収。以下本稿にて引用する場合はすべてこれにより、「群書本」と表記する。
- (6) 筆者「宇喜多氏家臣団の崩壊」(『國史學會 大会報告 一九九一年五月一九日])
- (7) 渡邊大門「戦国期浦上氏・宇喜多氏と地域権力」(岩田書院 二〇一一年 以下、「渡邊著書」と表記する。)
- (8) 渡邊大門「宇喜多氏家臣に関する一考察」(『年報赤松氏研究』第五号 二〇一二年)
- (9) 森脇崇文「宇喜多氏分限帳の分析試論―諸写本の比較検討から―」(『史敏』九 二〇一一年) 以下「森脇論考②」と表記する。
- (10) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「加越能文庫」所収。
- (11) 註12に同じ。また史料中の人名等に付されたアラビア数字及びアルファベットは筆者による。人名に付した数字は土帳における各家臣の表記位置をわかりやすくするため、先頭に記された戸川肥後守を1として以後連番を付している。なお当該数字は各組等に付属する「鉄砲衆 四十人」等にも付している。
- (12) 浮田河内守組の最後に記載される津島次郎太郎(No.500)にも「小」が付されているが、津島は浮田太郎左衛門組(後の浮田主馬組)から河内守組に異動しており、「小」の表記は誤記と推測される。石高から見ても津島は四〇石であり、馬廻の先頭は岡本権丞(No.501)であると考えられる。
- (13) 国立公文書館蔵『早島の歴史』三巻史料編 所収
- (14) 『鹿苑日録』第三卷 慶長五年正月八日条
- (15) 大西著作① 第三章により家中騒動の一方の当事者である、長船紀伊、中村次郎兵衛、浮田太郎左衛門らの再評価がなされている。あわせて『鹿苑日録』で死亡説が記された中村が後に前田家に仕えたことも明らかにされている。
- (16) 馬廻については、「土帳」中に特に文言の表記はないが(氏名の上)「小」が記載されている場合が多い)本稿では他の所属と区別するために便宜上「馬廻」と表記する(以下同じ)。
- (17) 穴甘太郎兵衛尉組だけは「鉄砲衆廿人 四百石」が二組付属している。
- (18) 馬廻中で戸川玄蕃(No.503)だけ鉄砲衆が付属している点是不自然である。本来は鉄砲衆の位置が三人繰り上がった浮田河内組の末尾(500津島と501岡本の間)にあり、筆写の過程で位置が現在の場所へずれたと推測できるが、現時点では「土帳」記載のとおりとする。
- (19) 鉄砲衆については、各組に付属する者は一人当たり二〇石が基準であるのに対し鉄砲頭に指揮される直轄の鉄砲衆は一人当たり四〇石と倍

- の基準である。双方基準の相違については今後の検討課題としたい。
- (22) 「天正十九年三月十三日付豊臣秀吉朱印知行目録」『毛利家文書』九五七号(『大日本古文書』毛利家文書)三 所収)
- (23) 『続群書類従』第二十五輯上 武家部 所収
- (24) 註3に同じ。
- (25) 『岡山県史』近世一 第一章一節 四〇頁
- (26) 筆者「宇喜多氏検地の再検討」(『米原正義先生古稀記念論集 戦国織豊期の政治と文化』平成五年)。筆者は宇喜多氏検地の不徹底を論ずる者として、当該論中において播磨国赤穂郡真殿村の文禄検地を例にとり、①斗代の低設定と②検地奉行である「宇喜田河内守」及び「宇喜多土佐守(これを宇喜多忠家と人物比定)」が宇喜多氏重臣であることから同村の検地を兩人の知行地の差出と規定したが、②の土佐守は忠家ではなく森脇論考①から浮田姓を与えられた「直属奉行入」の「延原土佐」であることが明らかで、筆者の差出説は誤りであったと言える。ただし①に関しては「直属奉行入」が実施した検地としては斗代設定が低いという疑問は解消されており所在地との何らかの妥協は類推できる。なお、当該論は『論集戦国大名と国衆』一 備前宇喜多氏(二〇一二年 岩田書院)に再掲されている。再掲に当たって森脇氏の指摘は存していたが、宇喜多氏研究史の一連の流れにおける当該論の位置づけから、敢えて加筆訂正は行わず当初のまま再掲したことを申し上げておく。
- (27) 『遠藤家文書』(『岡山県古文書集』(以下『岡古』と表記) 第四輯一三七頁)
- (28) 『言経御記』三(『大日本古記録』)
- (29) 『黄薇古簡集』一七六頁
- (30) 『渡邊著書』第一部第五章において渡邊氏は『岡古』の年代比定に從い「天正十六年前後を契機として「組」が組織された」と規定されているが、「遠藤家文書」では組編成の存在は確認できても、その編成
- の契機とみることはできないのではないだろうか。
- (31) 長船吉兵衛尉組の成立過程から、「土帳」の長船の加増記載は吉兵衛と紀伊守の加増記載がまとめられている(むしろ大半が紀伊守分とも)と考えられる。
- (32) 岡市丞(No.3)の加増前石高が一六六〇石、岡新作(No.99)一五一〇石、岡小六(No.100)が一四五〇石と千石以上が三名存在するが、いずれも石高的に該当しない。
- (33) 大西氏は著書②(第三章 註35)で「島津家文書」「小早川文書」により文禄の役における宇喜多氏の朝鮮での損耗を五分の一から四分の一と推計されている。
- (34) このうち長船紀伊守については「土帳」成立前に死亡しているが、弟吉兵衛とのを含めて一体のものと思える。
- (35) 「秋元興朝氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所 影写本)。なお判読に当たり読点及び中黒は筆者による。以下同じ。
- (36) 影写本であるため印影は当然黒であるが、管見の限りで秀吉黒印はなく、当該文書の存在を最初に紹介されたしらが氏はこれを朱印と判断し(註1)、また三鬼清一郎氏も「豊臣秀吉文書に関する基礎的研究(統)」「名古屋大学文学部研究論集」史学三五号)において同様に考察されていることから本稿でも朱印とした。
- (37) しらが氏前掲論文
- (38) 三鬼清一郎氏前掲論文
- (39) 大西著作②第3章 九九頁
- (40) 註35に同じ
- (41) 註15に同じ
- (42) 備作之史料(五)『金沢の宇喜多家史料』所収
- (43) 花房助兵衛は美作荒神山城にあって宇喜多氏の美作経略を主にした重臣であるが、「土帳」成立の慶長四年時点ではすでに宇喜多氏を退去している。

- (44) 註35に同じ。
- (45) 渡邊著書 第一部第三章 一一〇頁  
註12に同じ。
- (46) 註42に同じ。
- (47) 「源姓江原氏旧記」(『美作古城史』第一輯 所収) によれば、江原三丞は親次の甥とある。
- (48) 「源姓江原氏旧記」(『美作古城史』第一輯 所収) によれば、江原三丞は親次の甥とある。
- (49) 「金田家中興田緒書」(『美作古城史』第一輯 所収)
- (50) 「吉備温故秘録」巻八十四 千城 三 五九 虫明九平次(吉備群書集成 第六輯 所収)に「中納言殿被申候は、我姉并に甥宇喜多内記親子之者、作州笹吹に罷在候」とある。
- (51) 『久世町史』資料編 第一巻 編年資料 一四〇七号文書解説。なお、森氏の考察とは別に(表4) No.12から慶長四年二月の戸川への宛行状(加増)において江原氏の本貫地の一部と考えられる久米郡倭文(現在の美咲町北西部)の地において一五〇石が増加されている点にも注目する必要がある。
- (52) 「古文書十八通」(国立国会図書館 古典籍資料室)
- (53) 註52に同じ。(表4) No.4に相当
- (54) (表4) の宛行状は二十一通であるが、家中騒動後の慶長五年八月分の四件は除いて検討する。
- (55) 岡市之丞は戸川肥後守の与力で石高三一六〇石。「土帳」では再編成の記載がなく、また群書本では退去者として〇印がついていることから家中騒動に伴い宇喜多氏を退去していると考えられる。
- (56) 文祿四年の寺社領一括寄進に際し、岡は高田周辺の知行地から、化生寺と宝泉寺へ計三十石の引渡し命令を受けている。「文祿四年十二月吉日付宇喜多秀家黒印状」(『美作化生寺文書』二〇号(岡山県史)二〇巻 家わけ史料 所収) 及び「文祿四年十二月吉日付宇喜多秀家黒印状」(『美作化生寺文書』(『久世町史』資料編 第一巻 編年資料 所収 一三九一号文書)。
- (57) 宛行状から断定できるのは戸川だけであるが、同じく寄親の花房志摩守は(表4) の三十石(和氣郡新田庄内) 以外に「土帳」加増記載との差五千石に関しては別途宛行が見込まれる。
- (58) 幸山城は、備中高梁川の東岸、山陽道との交差点点にあり中国国切を経て宇喜多氏が領有するに至っている。三星城は美作南東部、吉井川と出雲街道の交差点点にあり国人後藤氏の本拠。戦国期は各勢力の争奪地となり、天正七年の後藤氏滅亡により宇喜多氏に帰属している。高田城も前述のとおりであり、いずれの城も中世以来のものであつてその城領も当然慶長以前から存在していたと考えられる。
- (59) 大西著作② 第三章「戸川達安をめぐって」一〇四から一〇七頁  
宇喜多氏の成立過程から見ても、その大名権力が譜代重臣の合議体制の上に成り立っていると考えるべきであるが、自らの権力基盤とすべき譜代重臣を排除した秀家は新たな権力基盤をどこに求めたのか。今後の検討課題としたい。
- (60) 宇喜多氏の成立過程から見ても、その大名権力が譜代重臣の合議体制の上に成り立っていると考えるべきであるが、自らの権力基盤とすべき譜代重臣を排除した秀家は新たな権力基盤をどこに求めたのか。今後の検討課題としたい。

(表 1) 「土帳」にみる家臣団の構成・石高分布

所属	寄親				与方石高										石高	無役計	合計	備考		
	石高	無役 ※ 1	半役	城領	10,000石 以上	9,999石～ 3,000石	2,999石～ 1,000石	内訳 999石～ 500石	499石～ 100石	99石～ 50石	49石～ 1石	小計	租付額 ※ 2	与方石高 E+F+H ※ 2					合計 (Fを除く) A+E=L	石高 F+I=J
戸川肥後守	A	25,600	1,000	2,550	1,000	10,000石 以上	9,999石～ 3,000石	2,999石～ 1,000石	500石	100石	50石	1石	E	800	23,200.5	48,090.5	48,890.5	5,550	43,340.5	
							6,510 (2)	2,220 (2)	5,165 (6)	6,195 (33)	914 (15)	1,086.5 (36)	22,490.5 (94)	800 (40)	23,200.5 (134)					
① (土佐守分 再掲)																				
岡 越前守		23,330	1,000				4,500 (1)	6,460 (4)	2,940 (5)	4,380 (22)	1,040 (17)	2,377 (86)	21,697 (135)	800	21,697 (135)	45,027	45,027	2,000	43,027	
							9,000 (2)	2,010 (2)	1,690 (2)	2,510 (17)	1,145 (18)	1,690 (54)	18,045 (95)	800 (40)	18,045 (95)	42,129	42,129	0	42,129	
③ 長船 吉兵衛尉		24,084																		
④ 明石 掃部頭		33,110	1,000					1,000 (1)					1,000 (1)	800 (40)	1,800 (41)	34,110	34,910	2,000	32,910	
⑤ 浮田 左兵衛		24,079.1	1,000			10,000 (1)			500 (1)	680 (4)	390 (7)	380 (14)	11,950 (27)	800 (40)	12,750 (67)	36,029.1	36,829.1	1,000	35,829.1	
	(一門 再掲)					10,000 (1)			300 (1)				10,300 (2)			10,300				
⑥ 花房 志摩守		14,860	500						670 (5)	370 (6)	190 (6)	1,230 (17)			1,230 (17)	16,090	16,090	500	15,590	
①～⑤ 小計																				
(人数 小計)		148,063.1	4,500	2,550	1,000	10,000 (1)	20,310 (5)	11,730 (9)	10,295 (14)	14,435 (81)	710 (8)	495 (24)	775 (39)	2,400 (120)	78,812.5 (489)	221,476	223,876	11,050	212,826	
⑦ 浮田 主馬 (即 浮田太郎左衛門尉)		4,360	300												1,980 (36)	6,340	6,340	300	6,040	
浮田太郎左衛門尉は集計より除外																				



(表 2) 「土帳」みる家臣団の加増一覧

所属	氏名	寄 廻	与力 人数	石高	文禄3年	文禄4年	文禄5年	慶長元年	慶長2年	慶長3年	慶長4年	慶長5年	加増	その他	加増計	加増前 石高	備考
① 戸川肥後守	戸川 肥後守	1		25,600	7,000										18,770	7,530	慶3年内 1,000、5,100 山内之内
	与力分		10	8,945	500	350	0	0	300	1,700	2,075	0	0	0	4,925	4,020	
② 岡越前守	岡 越前守	1		23,330											22,945	11,550	
	与力分		5	2,440	0	20	0	0	430	1,200	0	0	0	0	1,650	11,600	
③ 長船吉兵衛	長船 吉兵衛	1		24,084	7,000										16,454	7,630	
	与力分		7	12,310	3,000	0	980	0	0	1,330	3,454	0	0	0	5,310	7,000	
④ 甲 浮田掃部頭	甲 浮田 掃部頭	1		38,394	10,000										21,764	14,630	慶3年内 1,000、9,610 山内之内
	与力分		1	24,079	10,000					10,610	500	5,919	0	0	6,419	12,500	慶3年内 1,000、9,610 山内之内
⑤ 浮田左京亮	浮田 左京亮	1		300											500	0	
	与力分		1	24,579	0	0	0	0	0	500	500	5,919	0	0	6,919	17,660	
⑥ 花房志摩守	花房 志摩守	1		14,860	8,000										8,500	6,360	
	寄廻分		6	145,063	32,000	0	5,000	0	0	19,710	9,154	5,919	10,000	0	81,783	63,280	
小計 (①～⑥)	与力分		23	24,195	3,500	370	980	0	730	4,230	2,575	0	0	0	12,385	11,810	
	浮田 太郎左衛門尉	1		5,360						1,000			1,000	0	4,300	1,060	
⑦ 浮田主馬	浮田 主馬	1		260											120	130	
	与力分		4	5,610	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	120	130	
⑧ 浮田菅兵衛尉	浮田 菅兵衛尉	1		4,000	1,500										4,420	1,190	
	中村 次郎兵衛	1		3,000						1,000					2,560	460	
⑨ 突甘太郎兵衛尉	突甘 太郎兵衛尉	1		1,210						300	300	400	0	0	1,100	110	
	与力分		1	70	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30	40	
⑩ 榊村監物	榊村 監物	1		3,100	1,510					500					2,040	1,600	
	与力分		1	50	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	30	20	
⑪ 明石久兵衛尉	明石 久兵衛尉	1		3,150	1,510					500					2,670	1,680	
	与力分		1	2,000						1,400					300	600	
小計 (⑦～⑪)	寄廻分		6	18,670	3,040	1,025	4,220	0	1,200	3,400	0	0	1,000	0	13,885	4,785	
	与力分		6	370	0	130	0	0	0	30	0	0	0	0	130	190	
組 合計	寄廻分		12	165,733	35,040	1,025	9,220	0	1,200	23,110	9,154	5,919	11,000	0	95,668	68,065	
	与力分		29	24,565	3,500	520	980	0	730	4,290	2,575	0	0	0	12,565	12,000	
下段の( ) は人数	男廻		88	48,089	1,405	3,090	2,520	0	1,560	11,130	3,395	1,990	90	25,540			
	( )			(88)	(10)	(29)	(21)	(0)	(15)	(44)	(11)	(16)	(2)				
総合計			129	236,367	39,945	4,665	12,720	0	3,880	38,500	15,124	7,909	11,090		133,773	80,065	

※ 浮田城内守組の与力1名 (No.500 津島次郎太郎) が30石の加増を受けているが、浮田主馬組の与力と重複していることから表中からは除外。  
 ※ 岡越前守加増のうち年末津評の1万石については、加増歴の先頭に記載あることから文禄期と推測できる。

(表 3) 「遠藤家文書」及び「土帳」の比較からみる宇喜多氏重臣石高の変遷

「遠藤家文書」 岡山県古文書集 4 -137 (文様 5) 416		「土帳」											類型		
宛所	(No)	名 称	細 (表1)	石高	文様 3	文様 4	文様 5	慶長 2	慶長 3	慶長 4	慶長 5	その他	加増計	加増前石高	
1 岡 越前守	(97)	岡 越前守	②	23,330					1,000	730		10,000	11,730	11,600	I 型
2 沼田(月川)肥後守	(1)	月川肥後守	①	25,600	7,000				6,100	4,970			18,070	7,530	I 型
3 長井紀伊守		梅花													IV 型
4 明石掃部助		無御盛候													I 型
5 花房志摩守	(382)	明石掃部頭 花房志摩守	④	33,110	10,000				10,610				20,610	12,500	I 型
6 岡 采女正		不在							500				8,500	6,300	I 型
7 浮田平太	(235)	浮田平太	③	6,000	3,000								3,000	3,000	II 型
8 浮田河内守	(485)	浮田河内守	⑫	4,500									0	4,500	III 型 - I 型
9 岡本權之丞	(501)	岡本權之丞	×	3,265						1,700			1,700	1,365	III 型
10 長船吉兵へ	(233)	長船吉兵衛尉	③	24,084	7,000				1,000	3,454			16,454	7,630	I 型
11 服部權兵へ		不在													IV 型
12 中吉平兵へ	(506)	中吉平兵衛尉	×	1,510	300								300	1,210	III 型
13 角前舟人	(507)	角前舟人左	×	1,520									0	1,520	III 型
14 浮田六郎右衛門尉		不在													IV 型
15 須田興右衛門尉	(526)	須田興右衛門尉	×	800					240				240	560	III 型
16 村田七郎右衛門尉		不在													IV 型
17 六甘四郎左衛門尉	(522)	六甘四郎左衛門	×	800		100			360				460	340	III 型
18 馬山左馬允		不在													IV 型
記載なし	(333)	浮田右京亮	⑤	24,079					500		5,919		6,419	17,660	

(表 4) 文禄・慶長期 宇喜多家臣団への宛行状一覧

No	発給年月日	宛先	石高	区分	形式	発給	宛行対象地	出典	[土曜]		整合性	備考
									No	所屬		
1	文禄3.9.12	富山肥後守	7,530 加増	本知	秀家 (花押 影) 細二秀吉朱印	備前 児島 備前(備前)、備中、美作 児島(備前)	「我元親朝氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所 影写本)	1	戸川	7,530 7,000	○	「新加」は「戸川」と同じ 史料3
2	文禄3.9.16	花房志保守	3,000	新知	A (秀家) (花押 影)	備前国 和気郡 新田庄	「我元親朝氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所 影写本)	382	花房	8,000	●	「新加」は3,000石だが、「土曜」との差5,000石は同年中に別途加増があったと推測
3	文禄5.1.13	井上平左衛門	100	加増	A (秀家) 花押	美作国 真島郡 之内	「新加」東作註記 中巻 資料密	-	なし	-	×	「新加」、「加増」いずれか不明。進藤の加増前石高は200石。新知と推測すれば○
4	文禄5.1.27	進藤三左衛門尉	200	不明	A2 (秀家) (花押 写)	備中国 賀陽郡 之内	「古文書十八通」(国立国会図書館 古典籍資料密)	555	馬廻	-	○	
5	文禄5.1.27	松原久右衛門尉	100	加増	A (秀家) (黒印 写)	備中 都宇郡 宮内	「藤中古文書」(国文学史資料館 資料密)	655	馬廻	100	○	
6	慶長2.4.7	進藤三左衛門尉	200	特知	A3 (秀家) (黒印 写)	備前国 津高郡 之内	「古文書十八通」(国立国会図書館 古典籍資料密)	555	馬廻	-	-	史料6 No.4 の様地
7	慶長3.4.27	進藤三左衛門尉	200	加増	D (秀家) 「黒印如前」	美作国 西、條郡 院庄	「藤中古文書」(国文学史資料館 資料密)	655	馬廻	200	○	
8	慶長3.4.27	松原久右衛門尉	300	加増	D (秀家) 「印 同前」	美作国 西、條郡 院庄	「藤中古文書」(国文学史資料館 資料密)	655	馬廻	200	△	
9	慶長3.7.23	大森藤左衛門尉	100	加増	C (秀家) (黒印)	備前 上東郡 菅部 内 備前 邑久郡 服部 内 作州 英田郡 川倉 内	「本社文書」(「巨瀬神社史料」)	23	戸川	100	○	上東=上道
10	慶長3.9.9	戸川肥後守	5,100	預限	(秀家) (花押 影)	作州 山内・高田	「我元親朝氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所 影写本)	1	戸川	5,100	○	史料4
11	慶長3.9.9	牧宗兵衛尉	500	不明	B 秀家	美作国 大庭郡 福田村	「津山藩土曜物館寄託弓斎書」(久世町史) 資料編 1巻 編年史料)	560	馬廻	250	△※2	
12	慶長4.2.6	戸川肥後守	4,965	加増	C (秀家) (黒印 影)	備中加賀郡、作州久米郡茶部、同久米北茶部、同東北茶部、播磨佐用郡 14カ所	「我元親朝氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所 影写本)	1	戸川	4,965	○	
13	慶長4.2.6	藤波助右衛門尉	100	加増	A (秀家) (黒印)	備中 都宇郡 早嶋	「藤波文書」(岡山県史 20 家わけ史料)	576	馬廻	-	△※3	土曜では「藤波宗太郎」
14	慶長4.2.6	花房外記	1,000	新知	C (秀家) (黒印 影)	作州東北茶部、同久米北茶部、同久米北茶部、5カ所	「我元親朝氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所 影写本)	644	馬廻	-	○	
15	慶長4.3.21	不夜加右衛門尉 ※1	600	新知	A (秀家) 「花押如前」	備前國 津高郡 芳賀村	「不破氏古文書」(「山口家史料」 第二代忠義公記)	630	馬廻	-	○	
16	慶長4.12.13	不夜九右衛門尉	200	加増	A (秀家) 「印 如前」	備前國 津高郡 芳賀村	「不破氏古文書」(「山口家史料」 第二代忠義公記)	630	馬廻	200	○※4	「土曜」では「武百石 慶五加」
17	慶長5.1.2	進藤三左衛門尉	200	加増	A2 (秀家) (花押 写)	備前国 石生郡 小野田村	「古文書十八通」(国立国会図書館 資料密)	555	馬廻	200	○	石生=藤梨

18	慶長584	不破九左衛門尉	700	加増	C	秀家 (花押 写)	(挿物) (実作)	東有年	「不破氏古文書」(山内家史料) 第二代忠義公紀	650	馬廻	-	×	500石(東有年)+200石(実作)
19	慶長584	不破九左衛門尉	800	加増	C2	秀家 (黒印 写)	(挿物) (実作)	西條郡 野介内 竹田 義公紀	「不破氏古文書」(山内家史料) 第二代忠義公紀	650	馬廻	-	×	奥徳衆母屬
20	慶長584	納所小兵衛	50	新増	A	秀家 (黒印 影)	同	久米北條 南庄 郡		-	なし	-	×	三野=前野 土曜には「桜江上」記載あり
21	慶長584	長政管作	100	加増	B2	秀家 「此花押同前」	柳中国 都字郡 八尾	「黄白御集」巻第八 上道郡 長原村長 原元吉所藏		382	浮田主馬	-	×	

形式については以下のとおり。なお、空欄(2点)はA-Dいずれにも該当しないもの

- A 「(地名)之内為新知(または加増) ○○石之事 目録別紙有之」 A2 「(地名)之内○○石之事 目録別紙有之」 A3 「(地名)之内○○石之事 目録別紙有之 就察知照与申 為替知」  
 B 「於(地名)之内○○石之事相前記」 B2 「於(地名)之内○○石之事 為加増合共助記」  
 C 「知行目録+明細(簡条書き)+都合○○石石為加増」 C2 「知行目録+明細(簡条書き)+都合○○石石新儀召置」  
 D 「為加増○○石之事 目録別紙有之」
- なお、A、Cについては知行地が一円的なもので、B、Dについては広範囲に分散していたものと考えられる。

「土曜」との整合性について

- ◎ 知行状等と「土曜」加増記載が一致 (なお、「新知」として知行れたものについては、「土曜」の加増前石高と一致しているものはこれに含めた)
  - 石高が不一致(ただし、知行状等 < 「土曜」加増記載、で、他の知行状等の存在が推測されるもの)
  - 発給年と「土曜」加増年にずれがあるもの △ 石高が不一致(知行状等 > 「土曜」加増記載)
- ※1 不破加右衛門尉は不破九右衛門尉の旧名であることは、森脇論考⑨により明らかにされている。
- ※2 牧宗兵衛尉の石高の不一致に関しては、森脇論考⑨で田原安堵と新規加増が同時に行われたことによる誤記を推測されている。
- ※3 森脇論考⑨において、助右衛門尉と宗太郎を同一人物と比定されている。
- ※4 加増年のずれに関しても、森脇論考⑨で知行状の目付が慶長4年末という点に着目され「何らかの事情で打渡し加増年がずれこんだものだろう」と推測されている。

(表 5) 「土帳」にみる城領一覧

所属	城領管理者			城名	所在地	城領石高 (B)		「土帳」記載内容	城領以外石高 (A-B)
	番号	氏名	石高 (A)			城領石高 (B)			
① 戸川肥後守	1	戸川 肥後守	25,600	不明	美作国真備郡 (真庭市勝山)	1,000		戸川組の集計記載に「式千石城領分 無役」とあり高田の他に更に千石の城領が存在。戸川自身の加増記載に「千石 慶三御加増」とあり、かつ他の方々に城領記載が見当たらないことから慶長三年の千石加増が城領分であったことが推測される。	24,600
			3	岡 市丞		3,160	高田城		1,000
② 岡 越前守	103 107	海浅 九郎兵衛尉 岡 平次郎	880	幸山城 (高山城)	備中国鞆郡 (総社市西部・清原三因)	1,000	500	「五百石 慶三加幸山城領」 「五百石 慶三新知幸山城領」	380
			500			500			0
④ 明石掃部頭	331	明石 四郎長衛尉	1,000	三基城	美作国勝南郡 (美作市明見)	1,000		「千石無役 但三基城領」	0